

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 吉見町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	3	4	90,800	7	1,800	0	89,000
1	80	キシレン	6	1	398,400	2	7,700	0	390,700
1	300	トルエン	4	3	833,000	1	23,000	0	810,000
1	309	ニッケル化合物	1	9	510	18	510	0	0
1	333	ヒドラジン	1	9	800	16	800	0	0
1	392	ヘキサン	2	5	290,000	4	0	0	290,000
1	400	ベンゼン	2	5	51,000	8	0	0	51,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	1,400	14	1,400	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	9	12,000	13	12,000	0	0
1	603	過酢酸	1	9	23,000	9	23,000	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	9	18,000	11	18,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	5	2	385,000	3	3,700	0	381,300
1	697	鉛及びその化合物	1	9	640	17	640	0	0
1	720	2-ターシャリープトキシエタノール	1	9	18,000	11	18,000	0	0
1	731	ヘプタン	2	5	110,000	6	0	0	110,000
3	2	塩素	1	9	23,000	9	23,000	0	0
3	11	メタノール	1	9	1,300	15	1,300	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	5	113,400	5	113,400	0	0
		合計	—	—	2,370,250	—	248,250	0	2,122,000

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。